

第6章 文化財の把握・保存・活用に関する課題・方針・取組

1 文化財の把握・保存・活用に関する課題

これまでの文化財把握・保存・活用の概要を受け、白岡市の文化財の保存と活用についての課題を4つの項目に整理し、今後の活動に関する方針を導き出す起点とします。行政はもとより、市民の皆さんとともに模索する新たな取組への道しるべとしたいと思います。

(1) 「各分野の文化財調査」に関する課題

前章までに、既往の調査活動や活用事例等をまとめてみました。それらを見てわかるとおり、すべての分野にわたって満遍なくかつ十分な調査が行われてきたわけではありません。

白岡町史編さん事業に伴い、体系的な把握調査が行われているとはいえ、不十分な分野や、その後の状況変化を踏まえた再調査が必要である分野も目に付きます。

① 実施されていない調査分野がある

市内では、建造物に関する把握調査は行われてきませんでした。仏像調査は現在実施中ですが、寺院所蔵の仏像などは、保管環境などの状況の確認が重要となりますし、災害時のレスキュー対策などを考える上からも基本的な調査を行う必要が高いといえます。

② 調査精度が低い分野がある

民俗文化財は、把握調査が完了しているものの、内水面漁撈などに関する調査を行う必要があります。農耕具や生活資料などは、体系的な再整理を進めている最中で、状況に応じて詳細調査を行う必要があります。

古文書は、大きな文書群の把握はほぼできており、目録化を済ませていますが、資料の新規確認情報に即応できる体制が重要です。今後は、目録化できた資料の活字化や読み下し化を進め、誰でも内容の把握や比較ができるようにしていくことが求められます。

③ 「総合的な把握」の視点が活かされていない

植生や動物など自然環境の分野についても、エリアを定めた現状調査を行う必要があります。環境面での特徴を把握するだけでなく、人とのかかわりや地域的な文化形成への影響などを考える上でも、自然環境の調査は等閑視できないといえましょう。

第1期計画の主眼のひとつでもある、「総合的な文化財の把握」という視点で文化財を捉える試みは始まったばかりです。今後は、市民の暮らしの中にある「文化財」の把握に努めていく必要があります。

④ 身近な文化財とその継承に関する情報共有ができていない

人々の暮らしの中に当たり前存在する民具や生活用具あるいは地域の習慣や言い伝え等についても把握をするとともに、刊行物等の目に見える形で情報共有する必要があります。

⑤ 把握した文化財の目録化が不十分である

また、調査の終了した文化財の目録化を進めることも重要です。これまでに実施した調査同様、今後実施する様々な調査についても目録化を進め、多様な活用方法に対応できるよう配慮することも課題です。

⑥ 市民協働による調査活動の場が少ない

令和5年(2023)に発足した白岡遺産保存活用市民会議との協働は、緒についたばかりです。市民協働による調査活動やワークショップの場が十分であるとは言えず、今後も活動の機会を広げていく必要があります。

(2) 「保存・継承」に関する課題

文化財の保存とその継承に関する課題については、大きく3つに分けて考えられます。

(1) 文化財の管理と適切な伝承活動

① 所有者(管理者)と文化財の情報を共有し、適切な保存を図る必要がある

木や紙、漆など、わが国の文化を特徴付ける素材の多くは、害虫や^{かび}黴、温湿度変化、紫外線などに弱く十分な維持・管理が必要なものが数多くあります。こうした資料の保管には、保存環境の管理の行き届いた収蔵施設が不可欠です。当市は、平成30年(2018)10月に開館した生涯学習センターの歴史資料館内に特別収蔵庫を設け、脆弱資料の保存管理にあたっています。また、定期的な燻蒸作業を行い、黴や害虫被害を最小限にとどめる措置を講じています。こうした資料維持管理施設の確保や適切な運営は、今後も継続的に行わなければなりません。

一方、収蔵庫以外の文化財収蔵施設や文化財所有者(管理者)が管理している文化財保管場所については、必ずしも適切な保存状態にあるとは言えないため、今後の保存に課題を残しています。また、文化財保護指導委員を設置するなど、日頃から文化財のモニタリング作業を行うことも課題です。

② 文化財を適切に管理する必要がある

適切な維持管理を行っていたとしても、長い歳月を重ねてきた文化財の中には、時宜を得た修理が必要なものがあります。こうした作業は、指定、未指定を問わず行う必要があります。当市は、指定等文化財に、文化財保存事業費補助金を交付して、修理事業を支援しているほか、市所蔵資料等について、必要に応じて修理事業を実施しています。修理に際して、状況を十分に把握し文化財の価値を損なわないよう文化財保護審議会の意見を聞き、適切な修理を心がけています。文化財の材質や製法その他の基礎的情報を所有者・管理者と文化財行政部局とが共有し、その文化財に応じた適切な管理を行うことは大きな課題です。

③ 活用頻度が高い文化財の保存状態を良好に保つ必要がある

活用頻度が高い資料は、原資料の劣化を防ぐために必要に応じてレプリカの作成を検討する必要があります。脆弱資料についても、レプリカを作成する必要があります。

④ 無形の民俗文化財や祭り・行事等の継承が困難になってきている

無形の民俗文化財の継承に関しては、技術や芸能など対象となる文化財自体の保存継承などとともに、担い手の確保や保存団体の支援などが非常に重要な課題です。無形文化財の伝承活動の成否には様々な要因があるものと思われますが、保存団体との連携を一層深め、行政として多様な選択肢と方策を提示するなど継続的な支援が課題です。

(2) 文化財に関する防災・防犯活動

① 文化財の防犯体制を築く必要がある

文化財の盗難や紛失を防ぐためにも、地域と協力して適切な防犯体制を構築する必要があります。文化財の正確な基礎情報を文化財担当部局だけでなく、防犯担当部局とも共有する必要があります。

② 文化財防犯について警察との情報交換体制を整える必要がある

地域の神社や小さなお堂などでは無住であることも少なくなく、文化財の維持管理だけでなく、盗難などの被害についても十分な配慮が必要です。特に、地域の小さなお堂などでは、どのような文化財があるのかを行政と地域とでしっかり共有するとともに、定期的なパトロールや警察との情報交換を行うなど、十分な盗難対策を講ずることが課題です。

③ 文化財の防災体制を築く必要がある

風水害や地震などの災害対策には十分な配慮が必要です。非常時の持ち出しや災害に対応するマニュアルの作成などの整備が求められます。

令和7年（2025）5月に発生した白岡市役所庁舎火災では、幸い文化財自体に対する直接的な被害は無かったものの、初動活動や連絡体制の整備、一時保管の避難先等、平時に備えるべき課題が改めて浮き彫りになりました。地域と連携して被災文化財を救出するための体制を整える必要があります。

④ 文化財防火について消防との情報交換体制を整える必要がある

不審火や放火によって社寺が火災に遭うことが懸念されます。定期的な防火訓練を実施するほか、文化財の保管状況を把握し消防と情報共有することが必要です。

(3) 文化財保護のための体制整備

① 誰もが地域研究に取り組むことができる環境を整える必要がある

職員以外の研究者や市民が気軽に地域研究に取り組める環境を整える必要があります。歴史資料館の客員研究員や市民学芸員などの制度の構築も課題といえます。さらに、文化財保護指導委員を委嘱するなどして、文化財所有者からの相談や巡視活動などを通し行政と文化財所有者との連携を進めることや文化財所有者のサポートを行うことも課題として挙げられます。

② 庁内他部局の理解促進と事業連携を図る必要がある

本計画における事業推進にあたっては、教育指導課、安心安全課、商工観光課、環境課、街づくり課などの庁内関係課と連携することで、大きな成果を得ることができます。庁内他部局の理解を進め、事業連携や協働事業の取組を進める必要があります。

③ 市内の関係団体や専門家との事業連携を図る必要がある

文化財の保存と活用について、中立の立場から学術的な検討を行う諮問機関である市文化財保護審議会の意見を聞くことや、行政とは異なる視点でサポートしてくれる民間団体との連携、ボランティア団体の育成・支援などが必要です。令和5年（2023）に発足した白岡遺産保存活用市民会議は関係団体との橋渡しを行う役割も担っていることから、今後、ますますの連携が必要とされます。

④ 文化財ボランティア組織が立ち上がっていない

文化財に関わり支えていくサポーターを増やし、文化財保護の裾野を広げていくことも必要です。その方策として、行政とは全く別な視点から文化財の保存活用に取り組むボランティア組織の立ち上げと育成が挙げられます。

(3) 「情報発信・普及活動」に関する課題

① 文化財調査成果について、未公開のものがある

開発に伴う埋蔵文化財調査や把握調査を進めている仏像調査など、年々蓄積される調査成果について、公開が追い付いていないものがあります。これらは、文化財調査報告書や歴史資料

館紀要を用いて速やかに公開する必要があります。

② 理解しやすく親しみやすい文化財情報の発信が不十分である

これまで当市の文化財に関する情報は、ほとんどが印刷物として公表、発信してきました。しかし、印刷物は発行部数に限りがあり、教材などとして複写転載などの2次利用を行おうとする場合、精度に限界があります。また、調査報告書などは、専門用語が多く難解な内容であることも情報発信が進んでこなかった理由の一つです。

調査報告書等の学術的水準を維持することは大変重要ですが、一方で簡易な用語を用い、理解しやすく親しみやすい情報の発信が求められています。市の歴史や文化を正しく理解してもらうとともに、広く情報発信して市外からも関心を寄せてもらい、実際に足を運んでもらうことが市の歴史文化に関する理解促進の上からも必要です。

③ 文化財情報のデータベース化が不十分である

文化財の調査成果や講座の内容、展示資料の情報などさまざまな情報のデータベース化が遅れていることも課題の一つです。文化財に関する情報を整理して、利用者が必要な情報を手軽に得られるようにすることが必要です。

④ 学校教育での活用が進まない

学校教育での文化財活用はなかなか進んでいないのが現状です。市内には、小学校5校、中学校4校がありますが、学芸員が歴史資料館で保有している資料を携えて学校へ出向く「歴史学習支援事業」の活用は年間1～2校にとどまっています。

市の将来を担う小・中学生にこそ市の歴史文化を正しく身につけてもらい、ふるさと意識の醸成を支えることが課題です。

⑤ 講座の内容が固定化してしまっている

普及活動は、これまでも様々な講座や体験活動を行ってきました。生涯学習講座参加者へのアンケートでは、歴史文化関係の講座に関するニーズは常に上位にあり、潜在的な関心の高さをうかがわせますが、新たな参加者層の掘り起こしも課題といえます。歴史資料館の企画展を充実させタイアップ事業の開催を進めるなど、これまでとは異なる切り口での講座作りが求められています。

⑥ 専用ホームページがなく、情報発信の範囲や即時性に限界がある

文化財関連情報の発信は、市公式ホームページ内で行っており、歴史資料館や文化財保護に関する専用ホームページが存在しません。専用ホームページやWEBミュージアムを構築し、文化財情報の公開と発信に努めていくことは課題です。市公式ホームページでの運用では、情報発信の範囲に限界があり、公開までに時間を要すことから即時性に限界があります。

情報公開に際して、文化財の所有者・管理者情報の扱いなど事前に公開する情報に関する合意形成が必要な事項もありますし、安全対策に万全を期すことはいうまでもありません。

⑦ 文化財に関するイベントが固定化してしまっている

これまで実施してきた普及活用事業は「講座型」が主流でしたが、新たな参加者層の掘り出しには、新たな活用策の模索も必要です。いわゆるユニークベニュー*として、歴史的建造物を利用したイベントなどの考え方を援用した活用策の検討なども、課題としての挙げるこ

*：ユニーク＝特別な、ベニュー＝場所の意味で、指定文化財など特別な場所において通常と異なる特別な体験をすることで、文化財に関する理解や関心を深めることを目的とするイベントを指す。

できます。また、文化財巡りなどの普及事業の際に活用してきた文化財解説板の多言語化や2次元バーコードの活用などは、具体化の急がれる課題です。

(4) 「市民との連携・協働」に関する課題

① 地域の伝統行事の魅力が埋もれてしまっている

地域の伝統文化や祭礼・年中行事などは、地域の市民の手によって守り伝えられてきたものにほかなりません。地域の方々が地域の伝統文化を大切だと感じ、積極的に守り伝えていこうという意識を持たなければやがて失われてしまいます。伝統行事に携わっている方々だけでなく、広く市民に地域の伝統行事の魅力を伝えていくことが望まれます。

② 地域の行事への有効な支援策が講じられていない

現在、天王様やオシシサマなどの祭礼は、比較的しっかりと伝えられています。しかし、「庚申講」や「稲荷講」など地域の小集団によって維持されてきた行事は、地域コミュニティの希薄化に伴って激減しています。比較的しっかりと伝承されている祭礼などでも、内容の変容、簡略化などの可能性は心配され、これらを最小限に食い止めることが大きな課題です。

伝統行事が維持されていくことの意義や維持することのメリットを感じられないことが大きな原因のひとつであると考えられます。

地域に眠っている文化財を掘り起こすことで、地域の意識を活性化させ、廃れつつある行事や途絶えていた行事を復活させるなど、有効な支援策を講じることが課題です。

③ 行政、地域住民、地元企業それぞれの活動が連動しておらず、効果が上がらない

行政、地域、地元企業や関係団体などそれぞれの活動が連動しておらず、思うような効果が上がらないということも課題に挙げられます。行政が主体的に行うべき取組と、地域が主体となって行う取組それぞれが大切で、両者が呼応することで相乗効果を上げていくこと、これに地域の事業者、企業などが協賛することで伝統と新風が融合した新たな文化の創造を支援することが期待されています。

④ 文化財の保存活動の担い手が不足している

保存団体の高齢化や後継者不足等に伴い、文化財の保存活動を継続していく担い手が足りていない状況です。文化財の保存活動を持続可能なものとするため、ボランティア活動や近隣市町の文化財愛護団体と協働するなど、周囲から活動を支える取組が必要とされます。

2 文化財の把握・保存・活用に関する基本方針と方針

白岡市の歴史文化の特徴や文化財の保存の状況、活用の事例と課題などを踏まえ、第5章に掲げた将来像の実現へ向けて白岡市の文化財の把握・保存・活用に関する基本方針を示し、これに基づいた総合的な取組を推進します。

基本方針1 文化財を調べる ～各分野の文化財調査～

本計画では、指定等文化財はもちろん、未指定の文化財や、歴史上の人物、伝承・伝説、文化財を支える技術や用材、人々の活動など、文化財保護法で規定する類型に収まらないものを含め、地域の人々が守り伝えたいと考えるモノ・コト・ところなどを幅広く捉え保存・活用の対象とすることを述べました。

これまで文化財分野ごとに行われてきた調査活動を一層深め、精度を高め続けるとともに、行われてこなかった彫刻や建造物などの分野の把握調査活動を進めます。調査対象の多角的な検討や、調査成果の分野横断的な検討を推進し、文化財の総合的な把握に努め、個別の文化財の持つ意味や価値を関連付けて捉え直すことで、市民の皆さんが地域の文化財をより身近に感じ、誇りを持って守り伝えていただける仕組み作りを促進します。把握した文化財は、活用を視野に入れた情報の共有化を図ります。



白岡遺産ワークショップにおける
聴き取り調査

また、市民の皆さんとともに調査活動やワークショップを実施することで、文化財に関する理解を深めるとともに、保存と活用に関する具体的な方法を探る取組を促進します。

第1期計画以降に始動した新たな白岡遺産を考える市民ワークショップ等、市民参加の文化財調査活動をさらに充実させていきます。

【方針】

- ①未実施の調査分野の調査を推進します。
- ②分野ごとの調査精度を高めます。
- ③「総合的な把握」の手法を活かした調査の推進を図ります。
- ④身近な文化財に気付き、誇りを持って守り伝える取組を支援します。
- ⑤把握した文化財の活用を視野に入れた情報の共有化を促進します。
- ⑥市民協働での調査活動やワークショップを促進します。

基本方針 2 文化財を守り伝える

～保存・継承～

(1) 文化財の管理と適切な伝承活動

文化財の適切な管理のためのモニタリングを推進します。また、適切な文化財の修理、レプリカの作成などを進めるため、材質や製法その他の基礎的情報を所有者・管理者と文化財行政部局が共有する仕組み作りを推進します。無形の文化財の継承のために、新たな支援策の構築を促進します。

【方針】

- ①文化財の材質、製法等の基礎情報について、所有者（管理者）と行政との共有化を促進します。
- ②文化財の適切な管理に努めます。
- ③活用頻度の高い文化財については、必要に応じてレプリカを作成します。
- ④無形の民俗文化財や祭り・行事等の文化財伝承活動を適切に支援します。

(2) 文化財に関する防災・防犯活動

過去に、大規模な台風や水害また地震災害などに見舞われた史実があります。また、令和7年(2025)5月に、市役所庁舎で火災の被害がありました。歴史文化を重んじる立場からも、これらの被害を教訓として十分な準備と体制の整備を行うことが重要です。

防犯に関しては、具体的被害の情報こそありませんが、把握出来ていない被害が既に発生しているかもしれないという、緊張感を持った備えを促進します。

両課題とも、日頃からの意識と文化財リストを活用した警察や消防との情報交換などの連携を深めることが大切です。第1期計画に基づいて実施してきた仏像調査では、随時、寺院を中心に文化財の所在や保管状況の確認を行っています。また、文化財防火デーに合わせて定期的に実施している文化財防火訓練に、地域住民の参加を得ることで、文化財の防災意識の向上に努めています。こうした既存の取組をもとに、さらなる防火・防犯活動を強化します。防犯・防災に関しては、第8章で詳述します。

【方針】

- ①地域と協力して適切な文化財の防犯体制を構築します。
- ②文化財の防犯について警察との情報交換体制を整備します。
- ③地域と協力して適切な文化財の防災体制を構築します。
- ④文化財の防火について消防との情報交換体制を整備します。

(3) 文化財保護のための体制整備

地域の文化財を地域の手で守ることが本計画のコンセプトですが、その背景には体制の整った文化財保護行政が存在し、諸施策の要として機能することが不可欠です。

また、ボランティア組織の育成支援なども重要な活動です。この点については、第1期計画に基づき発足した白岡遺産保存活用市民会議との協働の中で進めていきます。体制整備に関しては第9章で詳述します。

【方針】

- ①開かれた地域研究体制を構築します。
- ②文化財保存活用地域計画に関する庁内勉強会や事業連携のテーブルを設け、庁内関係課の理解促進を図ります。
- ③市内の関係団体や専門家との連携を図ります。
- ④行政とは全く別な視点から文化財の保存・活用に取り組むボランティア組織の育成や連携を促進し、優れた活動を顕彰します。

基本方針3 文化財を知る

～情報発信・普及活動～

文化財の調査成果の速やかな公表はもとより、理解しやすく親しみやすい情報発信や利用者が必要な情報を手軽に得られるように努めます。講座の内容、展示資料の情報などさまざまな情報をデータベース化して整理すると同時に、歴史資料館の企画展示の充実や文化財を活用した様々なイベントの開催、また観光協会などと連携した新たな普及事業に努めることで、郷土

の歴史文化に関心をもつ市民の拡大を図ります。

特に、児童生徒のふるさと意識の醸成や歴史文化の正しい理解促進に努めます。

また、普及活用事業への新たな参加者層の掘り起しに向けて、ユニークベニューなどの考え方を援用した取組や文化財解説板の多言語化、2次元バーコードの活用などの検討を進めます。

【方針】

- ①文化財調査成果の速やかな公開に努めます。
- ②理解しやすく親しみやすい文化財情報の発信を進めます。
- ③文化財情報のデータベース化を図ります。
- ④学校との連携強化を図ります。
- ⑤文化財関連講座の充実に努めます。
- ⑥WEBを活用した情報発信を促進します。
- ⑦文化財を活用した様々なイベント開催を促します。

基本方針 4 文化財をともに支える

～市民との連携・協働～

地域の文化財を地域の手で守る取組の具現化のために、最も大切な基本方針です。

特色ある伝統行事を発掘し正しく評価し後世に伝えるために、地域の行事を地域で支える仕組み作りを促進します。第5章で示した「白岡遺産」制度をその中核として市民が主役となりうる文化財保護制度や、伝統行事が維持されていくことの意義や維持することのメリットを感じられる体制を維持するとともに、持続可能な形で運用していきます。

また、地域が主体となっていく取組を地域の事業者、企業などが支援し相乗効果を

上げられるような新たな取組の創造や同様の活動に取組む団体同士のネットワーク化を促進し支えあいの仕組み作りを支援します。

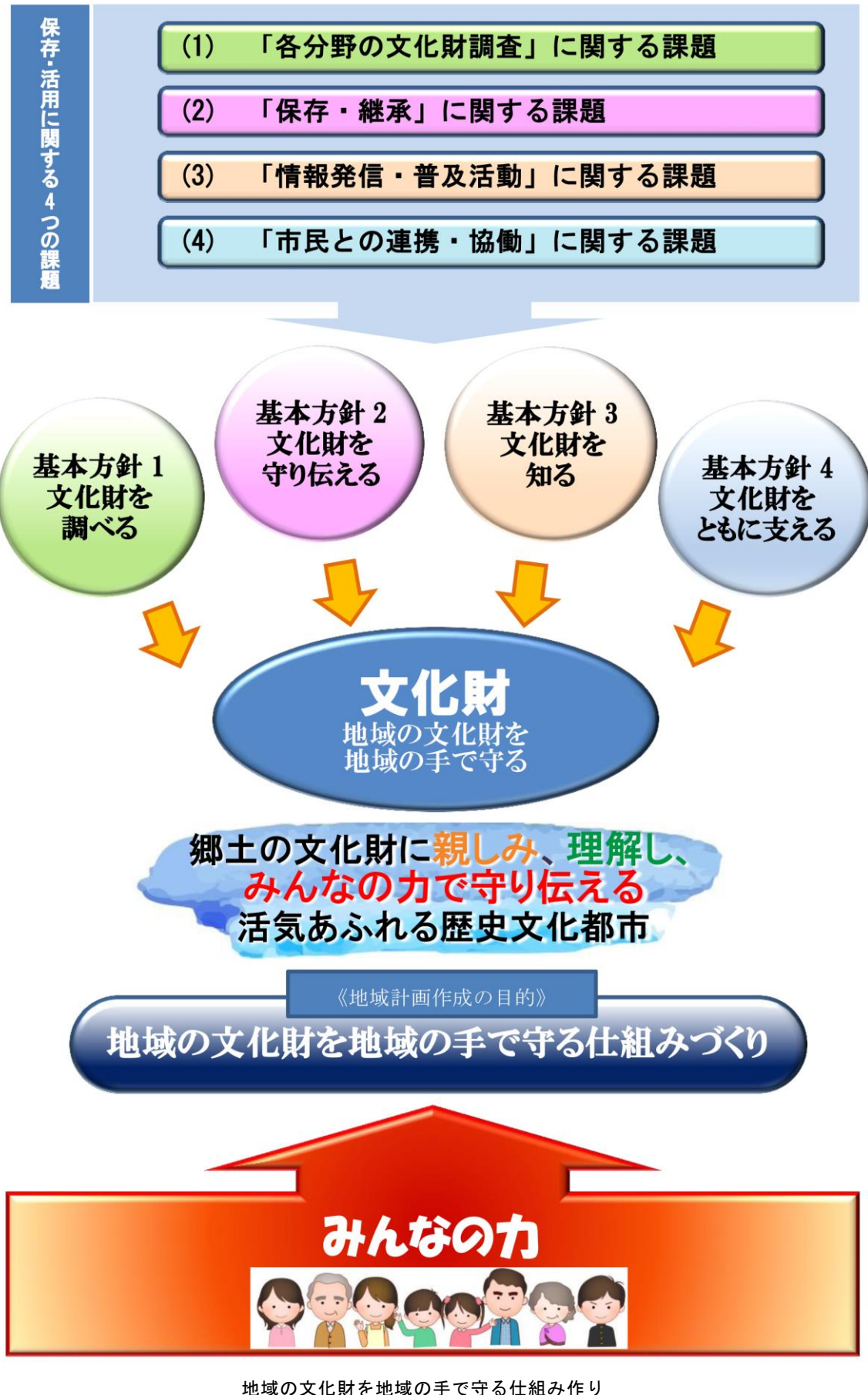
さらに、市民や地域団体が主体的に文化財を守り伝えていく提案型の文化財保護制度の定着を目指します。



安楽寺文化財一般公開の様子

【方針】

- ①特色ある地域の伝統行事の発掘に努めます。
- ②地域の行事を地域で支える仕組み作りを促進します。
- ③担い手同士のネットワーク化を推進します。
- ④文化財の保存活動を周囲から支える仕組み作りを促進します。



3 文化財の把握・保存・活用に関する取組

基本方針に従い、当市の文化財の保存と活用に関して実施すべき取組について、年次計画を立て順次実施します。取組年度は、前期は令和8～10年（2026～2028）度、中期は令和11～14年（2029～2032）度、後期は令和15～17年（2033～2035）度とします。

事業によっては、ある程度時間のかかる事業もありますし取組主体ごとに実施時期の異なる場合も想定されますので、進捗状況を見極め修正あるいは調整を図りながら実施します。

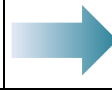
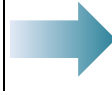
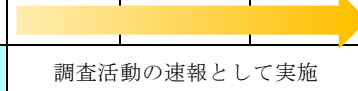
事業の実施に当たっては、適宜補助金や交付金（地域未来交付金）を活用するとともに、民間ファンドやクラウドファンディングなどの活用も視野に入れた財源確保に努めます。

なお、取組主体を便宜的に3区分しましたが、内訳は概ね以下の通りとします。

市民…市民会議、歴史を語る会、文化財愛護会、保存会、文化財所有者（管理者）等
 地域…観光協会、市商工会等
 行政…白岡市、白岡市教育委員会、市文化財保護審議会、地域計画策定協議会

《基本方針1》文化財を調べる

（記号の意味：◎は取組主体、○は協力者、：新規事業、：継続事業）

基本方針 細分 項目	No	取組名	主な取組主体			取組年度		
			市民	地域	行政	前期 令和 8～10 年度	中期 令和 11～14 年度	後期 令和 15～17 年度
①	1	仏像・神像調査 寺社等を中心に仏像、神像の把握調査を実施する。外部指導者を招聘し市民ボランティアを募って実施する。	○	○	◎			
			目標値			調査報告書の刊行		
	2	建造物調査 主に戦前までを対象にエリアを設定して実施する。外部指導者を招聘して実施する。	○		◎			
②	3	漁具、漁撈活動調査 沼・川・田における漁具、漁撈調査を実施する。外部指導者を招聘し市民ボランティアを募って実施する。	○	○	◎			
③	4	生態系調査 植物、動物に関するエリアを定めた現状調査を実施する。外部指導者を招聘して実施する。	○		◎			
	5	中世資料総合的把握調査 金石、考古、文献等の分野横断の総合的把握調査を実施する。職員主体で蓄積資料の分析及び必要に応じた補足調査を実施する。	○	○	◎			
			目標値			篠津地区・鬼窪氏関係の調査		
④	6	暮らしの中の文化財調査 家例、地域の習慣、言い伝え、家宝等に関する調査を実施する。外部指導者を招聘し市民ボランティアを募って実施する。	◎	○	◎			
	7	把握した文化財の情報発信 刊行物の発行、HP 等での公表を行う。調査の進捗状況に合わせ随時実施する。		○	◎			
			目標値			調査活動の速報として実施		
	8	民具調査・整理 梨栽培用具等に重点を置いた収集、整理を実施する。必要に応じた追加調査を実施する。	○	○	◎			

基本方針 細分 項目	No	取組名	主な取組主体			取組年度		
			市民	地域	行政	前期 令和8～10年度	中期 令和11～14年度	後期 令和15～17年度
⑤	9	諸家文書調査 申し出に即した調査、収集活動を継続的に実施する。	◎		◎			
	10	古文書整理 収集した諸家文書の目録作成、翻刻作業等を計画的に実施する。	○		◎			
⑥	11	文化財の保存活用ワークショップの開催 文化財保存活用ワークショップを開催し、文化財を調査しながら保存・活用の視点を探る。	◎	○	◎			
			目標値			ボランティア調査員 10名養成		
	12	調査報告会の開催 文化財に関する諸調査の報告会を開催し、調査成果の還元を図る。	○		◎			

《基本方針2》文化財を守り伝える

(1) 文化財の管理と適切な伝承活動に関する取組

基本方針 細分 項目	No	取組名	主な取組主体			取組年度		
			市民	地域	行政	前期 令和8～10年度	中期 令和11～14年度	後期 令和15～17年度
①	13	文化財の定期的確認作業 所有者（管理者）との連絡調整と保管状況の定期的確認を行い、文化財の材質、製法等の基礎情報を把握する。	◎	○	◎			
	14	文化財保護指導委員の設置 文化財保護指導委員を委嘱し、巡視や相談活動を実施する。	○		◎			
	15	指定文化財管理・修理への補助金交付 指定文化財の現状把握と適切な保護措置をとる。	◎	◎	◎			
②	16	指定文化財候補の把握 指定文化財候補の把握と所有者（管理者）との情報交換を図る。	○	◎	◎			
	17	文化財愛護団体のネットワーク化支援 愛護団体、学習団体等の横のつながりの強化を図る。	○	◎	◎			
			目標値			10団体の加盟		
③	18	文化財レプリカの作成 絵図、古文書等の脆弱資料と活用頻度の高い資料のレプリカを作成する。	○	○	◎			
			目標値			絵図のレプリカ3点		
④	19	文化財伝承活動の支援 無形文化財等の伝承活動の適切な支援を図る。	○	◎	◎			
	20	無形の民俗文化財や祭り・行事の記録作成 映像記録を作成する。		◎	◎			
	21	文化財保存経費への民間資金導入の促進 地域企業等を巻き込んだ保護活動の実現に努める	○	◎	◎			

(2) 文化財に関する防災・防犯活動に関する取組(第8章 p.121～122 で掲載)

(3) 文化財保護のための体制整備に関する取組

基本方針 細分 項目	No	取組名	主な取組主体			取組年度		
			市民	地域	行政	前期 令和 8～10 年度	中期 令和 11～14 年度	後期 令和 15～17 年度
①	30	非常勤の研究員等の任用制度の創設 地域研究スタッフの確保と地域研究の促進を図る。			◎			
	31	市民学芸員制度の創設 市民学芸員の育成を通して、生涯学習としての学びの支援と地域研究の促進を図る。	○		◎			
②	32	文化財保存活用地域計画関連事業庁内勉強会の開催 行政内部の理解を促進し、事業連携や協働事業の取組を進める。		○	◎			
		目標値			勉強会の開催と連携事業1事業実施			
③	33	白岡遺産保存活用市民会議との連携協働 市内の文化財の保存活用を行う民間団体と連携し、地域の文化財の魅力や地域ブランドを高め、文化財を次世代へ繋ぐための取組を進める。	◎	◎	◎			
④	34	文化財ボランティアの育成 文化財や白岡遺産のガイドや管理活動に関するボランティアを育成する。	◎	◎	◎			
		目標値			多様なボランティアの育成 5 人			
	35	文化財愛護賞の創設 文化財の保存活用に貢献した個人や団体を顕彰し、文化財愛護やふるさと作りの意識の醸成を図る。	◎	◎	◎			
			目標値			賞の設置運営の仕組み作り		

《基本方針3》 文化財を知る

基本方針 細分 項目	No	取組名	主な取組主体			取組年度		
			市民	地域	行政	前期 令和 8～10 年度	中期 令和 11～14 年度	後期 令和 15～17 年度
①	36	文化財調査報告書の刊行 埋蔵文化財、民具、諸家文書等の調査報告書の刊行を促進する。			◎			
	37	歴史資料館紀要の充実 市の歴史文化に関する調査研究活動の成果発表を促進する。			◎			
②	38	普及用刊行物の計画的発行 様々な視点から文化財を捉えた普及用資料を刊行する。			◎			
③	39	文化財データベースの構築 情報の一元管理を進めるとともに、利用者の便を図る。			◎			
			目標値			指定文化財のデータベース化		

基本方針 細分 項目	No	取組名	主な取組主体			取組年度		
			市民	地域	行政	前期 令和 8～10 年度	中期 令和 11～14 年度	後期 令和 15～17 年度
④	40	学校と連携した教材研究の促進 歴史学習支援事業の充実と教職員と連携した教材研究を促進する。			◎			
			目標値			定期的教材研究機会の創設		
	41	学校貸し出しパックの作成 教材として貸し出し、活かした文化財に触れる機会の創出に努める。			◎			
	42	夏休み自由研究展の開催 地域の文化財を題材とした児童生徒の自由研究の成果発表を促す。			◎			
⑤	43	多様なニーズに即した講座の開催 ニーズに応える文化財学習講座等の開催に努める。	○		◎			
	44	職員出前講座の活用促進 市民団体の学習会への講師派遣の充実を図る。		◎	◎			
	45	企画展示・季節展示の充実 魅力ある展示やタイアップ事業を実施する。			◎			
⑥	46	ホームページの充実 歴史資料館の活動や文化財の情報発信を充実させる。			◎			
			目標値			ホームページの充実		
	47	WEB ミュージアムの構築 常設展示を補完するとともに、関連文化財群のガイダンスを実施する。	○		◎			
⑦	48	文化財保護フォーラムの定期的開催 有識者の提案や市民の声を聞く機会として定期的なフォーラムを開催する。	○	○	◎			
			目標値			年 1 回の開催		
	49	文化財解説板の設置・改修 寺社や文化財及び関連文化財群の解説板、標柱の設置を促進する。		◎	◎			
	50	文化財普及グッズの開発 文化財をデザインしたグッズ等を使った普及活動を促進する。		◎	◎			
	51	ユニークベニューの促進 社寺等を会場として活用した文化財啓発に資する様々なイベントの開催を支援する。	◎	○	◎			
	52	文化財周遊コースの設定 モデルコースを作成し、これに沿った施設整備を推進する。		○	◎			
	53	周遊コースのセルフガイドの発行 関連文化財群を歩いて楽しめるガイドマップを発行する。		○	◎			

《基本方針4》 文化財とともに支える

基本方針 細分項目	No	取組名	主な取組主体			取組年度			
			市民	地域	行政	前期 令和8～10年度	中期 令和11～14年度	後期 令和15～17年度	
①	54	白岡遺産の登録促進 白岡遺産制度に基づく白岡遺産の登録を促進する。	◎	◎	◎				
		目標値			白岡遺産6件の登録				
②	55	白岡遺産普及啓発イベントの開催 白岡遺産一斉公開等の取組の実施を促進する。	◎	◎	◎				
		目標値			一斉公開参加20か所				
③	56	白岡遺産パンフレットの作成 白岡遺産のパンフレットを作成する。			◎				
		目標値			紙媒体の他にWEBでの情報発信				
	57	白岡遺産への民間資金導入促進 白岡遺産への民間資金導入促進に努める	○	◎	◎				
④	58	白岡遺産の支援協力体制の整備 白岡遺産の支援協力体制の整備を推進する。	◎	◎	◎				
		59	「ちょボラ」活動の推進 自治会等と協力して、定期的な美化活動等に合わせた「ちょっとしたボランティア」活動を推進し、コース整備等を市民の手で行う。	◎	◎	◎			
			目標値			自治会・社会福祉協議会との連携			
	60	近隣市町における文化財愛護団体同士の交流促進 近隣市町における文化財愛護団体同士の交流を促進する。	○	◎	◎				
目標値			年1回の交流会開催						